

前払式支払手段に関する制度の整備

前払式証票規制法(プリカ法)

- 紙型・磁気型・IC型が対象。
- 自家型のものを発行する者（自家型発行者）は、基準日（3月末、9月末）における未使用発行残高が政令で定める額（現行700万円）を超える場合に届出が必要。
- 第三者型のものを発行する者（第三者型発行者）はあらかじめ登録が必要。
- 発行者は、券面に一定事項を表示する義務。
- 基準日における未使用発行残高が政令で定める額（現行1,000万円）を超える場合に、その2分の1以上の額の発行保証金を供託する義務（銀行等の保証契約でも可）。
- 発行者が破綻した場合、保有者に対し発行保証金を還付。
- 第三者型発行者に対し立入検査等の監督（自家型発行者に対しては報告徴求のみ）。

資金決済法(新法)

- 紙型・磁気型・IC型に加え、サーバ型を対象。
- 未使用発行残高が政令で定める額(1000万円)を超える場合に届出が必要。
- 同左。
- 表示義務に加え、サーバ型が加わったこと等に伴い情報管理規定を整備。
- 同左。発行保証金の保全方法に信託会社等への信託が加わる。
- 同左。
- 自家型発行者に対する立入検査等の監督規定を整備する。
- 前払式支払手段の保有者への払戻しを原則禁止し、廃業等の場合に払戻しを義務づける。
- このほか、財務が健全な銀行等が発行する場合には供託等の義務を免除するなどの規定を整備。

(注) ・発行者に対してのみ利用できるものが「自家型」、加盟店など第三者に対しても利用できるものが「第三者型」である。

・現行の前払式証票規制法は廃止

* 金融庁資料をもとに作成